

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 105 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 27 年 8 月 20 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

### 第 1 監査の対象

財務部 税務課

### 第 2 監査の期間

平成 27 年 7 月 22 日～23 日

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 24～26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成24～26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

### 【指導事項】

#### 1. 委託業務について

平成24年度・25年度・26年度の給与・年金支払い報告書データ入力作業委託契約について

- (1) 契約書に押印された市長公印は、税務課保管の市長公印を使用していた。税務課保管の公印は、諸証明あるいは滞納処分等にしか使用できないところであり、公印規定に基づく運用を行うこと。
- (2) 24年度・25年度の契約締結伺い文書記載の決定価格は、単価契約を行う場合、決定された税抜き単価であるので、税込みの金額を決定するのであれば、その旨表示を明確にすること。そのためか、25年度の価格決定伺い文書の中の税込み決定単価は、小数点以下の数字が誤っている。
- (3) 24年度の検査調書が見当たらない。また25年度の検査調書は、物品調達検査調書に綴られていた。
- (4) 26年度分の検査調書が、委託契約期間の満了日（2月5日）から約1ヵ月後の平成27年3月2日付けで作成されており、委託業務の作業期間は2週間程度の短期間であったのに、業務上問題なかったのか疑問が残るので、今後は速やかに検査調書を作成するよう心がけること。

#### 2. 平成24年度 航空写真撮影業務委託について

委託業務にかかる付属書類の特記仕様書は税務課で作成し、業務設計書の作成については、A、B、C社の3者から見積りを徴し、最も見積額の低いA社の

20,296,500円（うち消費税966,500円）をもって設計金額としている。入札状況は上記3社を含む5者を指名しており、結果はA社が19,215,000円で落札し、落札率は、見積り額に対し94.6%となっている。

当該業務は特殊な業務であり、平戸市独自での設計額の算出は困難なため、その設定にあたっては関係業者からの見積りを徴し、見積り額をそのまま設計額としているが、見積り額はあくまでも参考見積り額として、精査のうえ設計金額を設定すべきである。また、契約にあたり業務内訳表を求めるべきである。

## 【意見】

### 1. 入湯税・法人税申告書について

入湯税申告書については、各特別徴収義務者から毎月15日までの報告期限までに概ね提出されているが、翌月末ぐらいいまで遅延している業者も若干あったので、その都度提出期限についての指導をされたい。（他方、申告内容の信憑性については、現地調査など検討されたい。）

### 2. 住民税の特別徴収義務者指定について

地方税法に基づく特別徴収義務者の指定については、普通徴収とは違って収納率向上に大きく寄与しており、少数の従業員を有する小規模業者に対しても、積極的に特別徴収義務者への指定をお願いするなど、難色を示す相手側への説得と依頼を行っている努力が伺えた。今後とも官民一体となった徴収対策についての努力を継続していただきたい。

### 3. 未登記物件の合算課税に対する還付業務について

合併時の合意事項に基づき実施されていたが、昨年、不適切な課税として未登記物件に対し分離課税したことにより、約4,200件の還付が発生している。現在も随時還付事務を行っているところであるが、今なお900件近くが残っている現状である。早期に還付事務を終えるよう望むとともに、今後こうした事案に対する政策的判断を誤ることにならないよう研鑽に努められたい。

## 第6 むすび

税務課の収納業務については、26年度の市税（国保税除く）の調定額は28億7,284万円で収納率は96.10%となっており、現年度課税分に限っては27億2,455万円で収納率は98.3%と高く、前年度に比べ8,000万円ほどの収入増となっている。このように高い収納率の背景には、滞納処分の方法として債権等の差押など法令や関係条例等を駆使して最大限の効果を求めようとする職員の不断の努力があったと評価できる。また、債権対策に関わる関係各課においても、税務課の指導のもと収納一元化が図られ、適切な賦課、徴収事務等が行われている。

住民税班及び固定資産税班においては、日頃から税務署との連携を図りながら地方

税法や通達・基準等に基づき的確な課税事務が行われている。引き続き未申告者の洗い出しや固定資産評価審査委員会とも連携しながら、償却資産を含む課税客体の把握に努めるとともに、常に公平性のある税収確保に努めていただきたい。

一方、総務徴収班においては、督促状を送付してもなお市税を納付しない納税者等に対し、マニュアルに従って徹底した財産調査の実施、催告・折衝、公売など確実な滞納処分、納税義務の継承や連帯納税義務の実施などが行われ、最終的に適正な執行停止と不納欠損処理に至る的確な徴収体制が確立されている。

しかし、課員 25 名の班在職年数をみると 5 年が 2 人、3 年が 3 人、2 年が 6 人、1 年以下が 14 人となっている。税は市民にとっても最も関心が高い行政事務であり、常に税務への知識と経験が求められる。若干経験不足による納税者への対応など危惧されるところもあるが、各担当職員の意識は高く、研修等を通して税務技能の維持・向上が図られている。税務は行政組織の根幹を成す業務であり、今後とも納税者の負託に応えられるよう研鑽されたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。